

# 民生福祉常任委員会視察報告書

視察日時 平成 27 年 5 月 15 日 13:00～16:00

視察場所 広島県三次市斎場「悠久の森」

視察議員 下瀬俊夫委員長 石田清廉委員 小野 泰委員 吉永美子委員  
岩本信子委員 三浦英統委員

## 1. 市の概要

三次市（市の人口 55,183 人）は、平成 16 年 4 月 1 日 1 市 4 町 3 村が合併し 778.19k m<sup>2</sup>。広島県北部の島根県との県境を接する中国地方の内陸中央部に位置している。

## 2. 視察により明らかになった事項

### (1) 火葬場建設の背景

斎場は合併により 8 施設となり、6 施設は昭和 50 年代の建設であり老朽化が著しいとのことである。2 施設については平成 10 年、14 年に建設された。合併後新市まちづくり計画の中で広域化した市域における、住民の火葬ニーズに対応できていない 8 斎場を統合し、新斎場を建設することは喫緊の課題であった。このため、新三次市斎場整備基本計画を作成し、建設に向けて推進を図ってきた。

### (2) 火葬場建設の経緯（公募により場所の選定）

斎場施設の特異性を考慮し、既存の方法によらない「公募」という方法で建設地の募集をすることが、早期建設につながると考え、全国的にあまり例のない「公募」による建設地の選考を行った。公募の結果 8 地区 9 カ所から応募があった。

平成 17 年 6 月～平成 18 年 3 月の間、検討委員会を設置。検討委員会は学識経験者 2 名、市民代表 4 名、公募市民 2 名、行政 2 名の 10 名で構成。

応募地の敷地特性や法規制等の適地選定調査の業務委託し、各委員が評価項目（位置条件、建設条件、周辺条件）に応じて評価を行い、候補地を選定し公表した。公表後、候補地周辺から反対の声が上がり、応募時の同意は地元の総意としての同意ではなかったため、2 年間にわたり協議を重ねたが、合意を得ることができず断念した。

平成 20 年 5 月～平成 20 年 10 月、地元同意の確認を行い再選定を実施。7 地区 8 カ所から応募の意思が確認されたことから、検討委員会を再度設置し、検討した。再検討に至った経緯を踏まえ、選定途中で経過説明会を行い、地元のみでなく町内会連合会等の意向も確認し、

建設について一定の理解を頂いたことから選定を行った。

平成 20 年 12 月～平成 22 年 6 月、選定結果が公表されると住民の一部が反対の会を組織し、署名活動等の反対運動が行われた。反対理由は、旧来のイメージから来る課題、野菜や果樹への風評被害、隣接地へ説明不足等である。

地元、周辺地区だけでなく、地域内全体で理解と協力を得るため、①副市長も出席し 50 回を超える全体および地区説明会を行なう②戸別訪問③先進地視察（滋賀県近江八幡市へ住民 80 名で視察を行う。両市民同士の意見交換会の実施。）④講演会（火葬研究協会長の八木澤壮一先生）⑤環境調査を行うなど誠心誠意対応し理解を求めた。一方、建設を契機に地域のまちづくりを活性化させたいと考えた方々が「地域を考える会」を組織し、意見要望を取りまとめ、「建設協議会」と改組し市との協議窓口となった。平成 22 年 6 月に協定書を締結し、建設に着手した。

### (3) 施設の概要、供用開始（平成 24 年 4 月 1 日）

構造規模	鉄筋コンクリート造り一部鉄骨造り 2 階建
敷地面積	14,248.04 m <sup>2</sup>
延床面積	2,478.66 m <sup>2</sup>
施設内容	火葬炉 5 基（再燃焼炉付台車式大型火葬炉） 見送、収骨ホール 3 室 待合 3 室 霊安室 1 室、炉作業室 駐車場 乗用車 57 台、大型バス 5 台 その他 庭園、予約、案内表示システム
葬送ユニット	告別～火葬、待合～収骨の一連の行為を一つの会葬グループが占有して行えるユニット形式を採用している。移動が少ない。プライバシーが確保できる。会葬者の人数、一日の火葬数に合わせた運営が可能。ユニットごとの改修が可能などのメリットがある。
外観	石州瓦の大屋根と肌割タイルで三次の原風景をイメージさせる外観デザインとしている。
修景	ランドスケープの専門家に依頼し、環境に合った樹木と花木、石、川砂利で三次の風景を表現している。
動物炉	設置について市民の要望があり、検討委員会で協議したが、賛否が二分しているうえ、民間ペット葬祭場があり民業圧迫につながるため設置しない。
名称	「悠久の森」の名称は全国公募で募集

### (4) 建設事業費一覧表（悠久の森）

委託費（環境影響調査、測量調査、地質調査、火葬炉実施設計、実施設計、埋蔵文化財調査、公用廃止業務、建築施工管理、造成施工管理、陶板作成）	1 2 4, 0 0 6, 0 5 0 円
火葬炉工（火葬炉設備工事）	1 8 6, 9 0 0, 0 0 0 円
造成工（敷地造成工事、調整池改修工事）	1 6 0, 1 7 9, 3 5 0 円
建築工（建築主体工事・電気設備工事・給排水衛生設備工事・空気調和設備工事）	9 9 4, 2 6 4, 9 5 0 円
外構工（外構植栽工事）	1 0 8, 9 0 6, 0 0 0 円
その他（備品等・用地及び補償費）	9 4, 4 3 0, 5 9 8 円
合 計	1, 6 6 8, 6 8 6, 9 4 8 円

### 3. 考察

迷惑施設と言われる火葬場建設の難しさを感じたところであるが、市民が主役となり検討委員会のなかで議論を重ね基本的なことを決定した。行政としては実現に向け、地元説明会を50回開催するなどした結果、火葬場の建設ができ供用開始をした。また、外観を見れば火葬場とは思われず、内部にしても大理石を利用し豪華である。終焉の場として、火葬場は生まれ育った町を見下ろせる小高い丘の上にあり、木で見えなくするのではなく、遠くからは外観がわかるようになっており美しい施設であり、同じような建設費であればこのような施設も参考になるのではないかと思う。花の森公園はサクラが植樹されている。

建設事業で市民と協定書を交わしているが、市民要望も多く提案され、市と住民代表双方で協議し周辺の環境整備や、地域のまちづくりビジョン等の実現に向けた事業が相当あり協定書に盛り込まれている。迷惑施設と思われる事業の難しさがあるが、建設場所の公募や市民参加による合意形成は見習うべきと思う。

